

(運用基準 様式3)  
令和3年4月1日

健康福祉局生活福祉部生活支援課

## 「令和3年度就労訓練事業支援センター運営事業業務委託」契約結果

令和3年度就労訓練事業支援センター運営事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和3年度就労訓練事業支援センター運営事業業務委託
- 2 委託内容 認定就労訓練事業所への就労訓練事業実施に関する支援や、自立相談支援機関との連携及び利用希望者と認定就労訓練事業所との利用調整、市内事業所に対する普及啓発活動等について
- 3 契約の相手方 特定非営利活動法人ユースポート横濱
- 4 契約金額 ¥9,845,000
- 5 契約日 令和3年4月1日
- 6 評価結果 次表のとおり

提案者	評価点数	順位
特定非営利活動法人ユースポート横濱	755点	1

### 7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価委員会 開催日時	令和3年1月22日(金) 10時00分～11時10分
評価委員会 開催場所	市庁舎16階 S03会議室
評価委員 出席状況	5人中5人出席
評価基準	別紙のとおり

- 8 問い合わせ先 健康福祉局生活福祉部生活支援課 TEL : 045-671-2429

## 【評価基準表】

No.	評価事項	評価基準	重み	上限配点	比重
<b>1 法人概要</b>			0	0	0.0%
<b>2 基本事項</b>			9	45	21.7%
(1)	業務実績	生活困窮者に対する、就労支援の実施又はコーディネートの実績はあるか。また、それは本事業の目的達成に十分か。	2	10	4.8%
(2)	事業目的と得られる効果について	何を目的に事業を行い、どのような効果が得られると考えているのか。また、それらは妥当か。	2	10	4.8%
(3)	生活困窮者の情勢と就労訓練事業の有効性について	生活困窮者の置かれている状況を理解しているか。生活困窮者自立支援法についての制度全般、及び本人の状態像に応じた就労支援の必要性・有効性について理解しているか。	3	15	7.2%
(4)	コスト	事業内容と参考見積りとのバランスが取れているか。	2	10	4.8%
<b>3 センター窓口業務及び実施体制に関する事項</b>			11	55	26.6%
(1)	センター窓口の設置について	横浜市内にセンターの窓口を設置することは可能か。区生活支援課や事業所等に対し、電話や来所及び出張での対応が行えるか。	3	15	7.2%
(2)	スタッフの体制	スタッフの配置は十分か。スタッフが急遽休んだり、退職した場合の対応策は考えられているか。報酬は時給換算で最低賃金を下回っていないか。	2	10	4.8%
(3)	スタッフの人材、能力	コーディネーターは、就労支援の実施又はコーディネートの業務経験を有しているか。相談調整機能を果たすことは可能か。	3	15	7.2%
(4)	スタッフの育成・研修について	スタッフが本市の地域特性を理解し、就労訓練事業を展開するために有効な支援を行えるよう育成できる体制にあるか。また、業務を遂行するにあたって必要な知識・技術力を高めるための研修機能は十分か。	3	15	7.2%
<b>4 事業所の支援に関する事項</b>			13	65	31.4%
(1)	認定就労訓練事業所に対する相談支援体制	認定就労訓練事業所に対して生活困窮者自立支援制度に関する理念や知識を深めるようにするための工夫がされているか。また、相談支援体制は具体的かつ現実的か。	4	20	9.7%
(2)	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所への支援	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所への支援について、具体的な構想はあるか。連携体制をとるための工夫はあるか。またそれは実現可能と考えられるか。	5	25	12.1%
(3)	認定就労訓練事業所間の情報交換・支援ノウハウ共有の方法	認定就労訓練事業所どうしが情報交換やノウハウを共有できる仕組みを作り、お互いの事業展開を確認できるような事業所支援を行う体制がとれているか。またそれは現実的か。	4	20	9.7%
<b>5 区生活支援課との連携に関する事項</b>			7	35	16.9%
(1)	区生活支援課との連携及びその必要性について	事業利用対象者の支援のための、区生活支援課との連携体制は具体的かつ現実的か。また、円滑に事業を遂行することは期待できるか。	4	20	9.7%
(2)	認定就労訓練事業所の情報提供に関する手法・工夫	就労訓練事業の利用促進に向けて、区生活支援課に対する情報提供のための手法・工夫は具体的かつ現実的か。	3	15	7.2%
<b>6 ワークライフバランスに関する取組</b>			6	6	2.9%
(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届け出ているか。(従業員101人未満の場合のみ加算)	1	1	0.5%
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届け出ているか。(従業員301人未満の場合のみ加算)	1	1	0.5%
(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	取得している、又は認定されているか。	1	1	0.5%
(4)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし)の取得	取得している、又は認定されているか。	1	1	0.5%
(5)	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	認定されているか。	1	1	0.5%
(6)	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	取得している、又は認定されているか。	1	1	0.5%
<b>7 障害者雇用に関する取組</b>			1	1	0.5%
(1)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	◆達成しているか。(従業員45.5人以上の事業者の場合) ◆障害者を1人以上雇用しているか。(従業員45.5人未満の事業者の場合)	1	1	0.5%
合計			47	207	100.0%

【評価】

No.	評価事項	評価					重み	上限配点	比重
		A	B	C	D	E			
<b>1 法人概要</b>						0	0	0.0%	
<b>2 基本事項</b>						9	45	21.7%	
(1)	業務実績	高度な実績がある	十分な実績がある	実績がある	実績はあるが不十分	実績がない	2	10	4.8%
(2)	事業目的と得られる効果について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	2	10	4.8%
(3)	生活困窮者の情勢と就労訓練事業の有効性について	特に的確に理解している	的確に理解している	普通	理解が不十分	全く理解していない	3	15	7.2%
(4)	コスト	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	2	10	4.8%
<b>3 センター窓口業務及び実施体制に関する事項</b>						11	55	26.6%	
(1)	センター窓口の設置について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.2%
(2)	スタッフの体制	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	2	10	4.8%
(3)	スタッフの人材、能力	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.2%
(4)	スタッフの育成・研修について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.2%
<b>4 事業所の支援に関する事項</b>						13	65	31.4%	
(1)	認定就労訓練事業所に対する相談支援体制	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	4	20	9.7%
(2)	訓練実施期間中における認定就労訓練事業所への支援	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	5	25	12.1%
(3)	認定就労訓練事業所間の情報交換・支援ノウハウ共有の方法	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	4	20	9.7%
<b>5 区生活支援課との連携に関する事項</b>						7	35	16.9%	
(1)	区生活支援課との連携及びその必要性について	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	4	20	9.7%
(2)	認定就労訓練事業所の情報提供に関する手法・工夫	特に優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	妥当でない	3	15	7.2%
<b>6 ワークライフバランスに関する取組</b>						6	6	2.9%	
(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届け出ている	策定していない、又は従業員が101人以上	—	—	—	1	1	0.5%
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届け出ている	策定していない、又は従業員が301人以上	—	—	—	1	1	0.5%
(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	取得している、又は認定されている	取得していない、又は認定されていない	—	—	—	1	1	0.5%
(4)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし)の取得	取得している、又は認定されている	取得していない、又は認定されていない	—	—	—	1	1	0.5%
(5)	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	認定されている	認定されていない	—	—	—	1	1	0.5%
(6)	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	取得している、又は認定されている	取得していない、又は認定されていない	—	—	—	1	1	0.5%
<b>7 障害者雇用に関する取組</b>						1	1	0.5%	
(1)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用量2.2%の達成	◆達成している(従業員45.5人以上の事業者の場合)、◆障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満の事業者の場合)	◆達成していない(従業員45.5人以上の事業者の場合)、◆障害者を1人以上雇用していない(従業員45.6人未満の事業者の場合)	—	—	—	1	1	0.5%
合計						47	207	100.0%	

A=重み×5点

B=重み×4点

C=重み×3点

D=重み×2点

E=重み×0点

※「6 ワークライフバランスに関する取組」及び「7 障害者雇用に関する取組」は、A=重み×1点 B=重み×0点とする